

調達価格等算定委員会（第99回）

議事要旨

○日時

令和6年11月26日（水）13時00分～15時00分

○場所

オンライン会議

○出席委員

秋元圭吾委員長、安藤至大委員、岩船由美子委員、大石美奈子委員、松村敏弘委員

○事務局

日暮新エネルギー課長

○議題

・大規模な洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させるための制度のあり方について

○議事要旨

・大規模な洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させるための制度のあり方について

委員

- ・ 基本的に事務局の提案は合理的であり、賛同する。
- ・ 洋上風力発電は再エネ導入拡大の切り札として期待は大きく、エネルギー政策上も重要視されており、洋上WGでは、着実な推進の観点から議論されたものと承知している。一方で、本委員会では、国民負担の抑制と導入拡大のバランスの観点から、他の発電との相対的なコスト比較のなかで、適切な支援の水準を議論すべき。
- ・ 価格調整スキームの措置対象とする物価変動率の上限として40%を一律に適用とすることについては、調整前の価格により国民負担への影響が異なる。調整後の絶対額に対する上限の設定が必要ではないか。
- ・ 当初の供給価格が高い案件は、一定の事業リスクが織り込まれた支援水準として設定されているものであり、事業費用が増大した場合において、国民負担による支援の対象とすべきかについては、一層慎重な検討が必要。
- ・ 40%という割合は大きいという指摘もあるが、ウクライナ危機のような例外的な事態にも対応できる水準として、リスク低減効果は大きい。40%の物価変動率を超えた場合には、支援水準を引き上げるのではなく、事業実施の可否を再検討すべき。
- ・ 洋上風力発電は事業規模が大きいため、価格調整の結果、数千億～数兆円規模の膨大な国民負担が生じるおそれがあり、案件ごとに支援の適切性を慎重に判断すべき。

- ・ 教科書的な株式市場でのリスクプレミアムは5～6%程度であり、現状の利潤でもかなり十分であり適正かどうか議論が必要。これより高くすることは許容できない。
- ・ 価格調整スキームの適用対象とする物価変動率の下限値について、1%では事業者の努力を促すためには十分ではなく、早急に引き上げることを前提とすべき。
- ・ 物価変動率への下限値の設定は、世界初の措置であり、導入すること自体に非常に価値がある。
- ・ 準ゼロプレミアム水準の価格を過去3年間の風力発電のプロファイル市場価格の平均値とする場合、ウクライナ危機を前提とした価格を設定することになり、ウクライナ危機の影響を割引いた価格を検証すべきではないか。
- ・ 下限値の到達目標の適切な水準としては、価格調整スキームのリスク低減効果が過度に失われないように、引き続き議論が必要。

事務局

- ・ 過大な国民負担が生じるリスクがあり、価格調整の上限については、物価変動の割合だけでなく、物価変動考慮後の価格の適正水準を検討すべきとの指摘を事務局として重く受け止めたい。
- ・ 価格調整により、過度な国民負担が生じないよう、他電源のコスト水準も勘案しながら、全ての公募の度に、本委員会において、上限価格と併せて、価格調整の上限の水準について審議いただくこととしたい。
- ・ 上限価格の水準を踏まえて、40%の上限割合では、過度な国民負担が生じると判断された場合には、40%以下の水準を採用し、公募占用指針に明記する方向で整理し、次回以降の算定委員会において示したい。
- ・ 価格調整スキームの適用対象とする物価変動率の下限の設定については、事業者の創意工夫を促しつつ、制度の効果が失われない適切な水準について、引き続き検討していきたい。
- ・ 国民負担の抑制とのバランスのなかで、経済合理的な再エネ電源の導入拡大の推進に向けて、洋上風力発電についても、他電源とのコスト比較も踏まえながら、適切な支援水準のあり方について引き続き検討していきたい。

委員長

- ・ 補償金制度の見直しに関する事務局の提案に概ね異論はなかった。
- ・ 価格調整スキームそのものへの反対はなかった。
- ・ 価格調整の適正な上限の水準について、検討を進めていただきたい。